主任技術者選任又は解任届出書

年　　月　　日

那覇産業保安監督事務所長　殿

〒　　　－

住所

氏名

（法人番号：　　　　　　　　　　）

　次のとおり主任技術者の選任又は解任をしたので、電気事業法第43条第３項の規定により届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 主任技術者を選任又は解任した事業場の名称及び所在地 |  |
| 選任した主任技術者 | 氏名及び生年月日 |  |
| 住所 |  |
| 主任技術者免状の種類及び番号 |  |
| 主任技術者が主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、その職務の内容 |  |
| 主任技術者の監督に係る電気工作物 |  |
| 選任年月日 |  |
| 解任した主任技術者 | 氏名及び生年月日 |  |
| 住所 |  |
| 主任技術者免状の種類及び番号 |  |
| 解任年月日 |  |

備考　１　法附則第７条又は第８条の規定により法第44条第１項の主任技術者免状の交付を受けている者とみなされたものに係る場合は、その旨を主任技術者の種類及び番号の欄に記載すること。

２　届出の内容が選任又は解任に限られるときは、それぞれ解任した主任技術者又は選任した主任技術者の欄を斜線により削除すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※以下は届出に際して必要な書類です。

　なお、このページは必要書類を記載しているのみで、届出書には不要ですので削除して下さい。

○主任技術者選任又は解任届出書（本様式）

【添付は必要ないが届出書提出時に確認する書類】

○主任技術者免状（コピーも可）

○主任技術者の所属が確認できる書類

【設置者以外から選任する場合に添付は必要ないが届出書提出時に確認する書類】

○委託契約書等の主任技術者が外部から選任されることが確認できる書類（コピーも可）

【選任する事業場と常時勤務する事業場が異なる場合に添付が必要な書類】

○主任技術者の執務に関する説明書

※保安監督に係る電気工作物を設置する事業場は１つであるが、兼任承認（施行規則第第52条第4項ただし書）と同様に、保安監督に係る事業場に常時勤務をしないため、当該書類の提出が必要です。